

入官局



醫第三〇七號

第一課長 九月廿日 局領



鈴木海軍省醫務局長

鎮守府、要港部海軍造兵廠

海軍火藥廠、海軍燃料廠 軍醫長

海軍經理學校

海軍軍醫學校長

鳳山海軍無線電信所附軍醫科士官

壯丁ノ流行性感冒豫防接種ニ関スル件

流行性感冒豫防ノ爲メ昨年同様陸軍當局ト協力ト本年十月有日入團ノ壯丁ニ對シ入團前地方ニ於テ流行性感冒豫防接種ヲ施行スル件決定候條左記御了知ノ上關係諸官へ御通達相成度

殿



1956

右申進ス

左記

本年十月一日入團ノ壯丁ニ對スル流行性感冒豫防接種實施
ニ關シ本省ヨリ陸軍省及内務省ニ交渉セル事項ハ昨年同様
ナルモ尚ホ左ノ諸項豫メ御承知アリ度

一 本年十月一日入團ノ壯丁全員對シ入團前豫め接種ヲ漏
ナリ實施スルハ當局ノ希望スル所ナルモ地方官憲ニトリテハ
レカ實施ヲ壯丁ニ強制スルコトハ不可能ナリ從ツテ若干接種
漏ラ生スルコトヲ豫期セサルヘカラス

二 當局ニ接種期トシテ十月平日前後ニ於テ二回接種ヲ行
フ如クナスヲ希望スルモ實施上困難ヲ考慮シ接種期間ヲ
十月中トナセリ然レトモ地方ニ依リテハ同期間前ニ接種スル
必要ヲ生シ又二回接種ヲ完結シ得サルカ如キ事情ヲ生ス

1957

ル無キヲ保ス

三、接種液ハ便宜上陸軍軍醫學校製ヲ用ニ接種ノ實施ニ地方官憲ノ指定シタル醫師ヲシテセシメ當ラシムルハ當局ノ希望スル所ナルモ地方官憲ニトリテ其ノ實行困難ナル場合ハ料カラサル趣ナリ

壯丁用陸軍軍醫學校製豫防液ハ肺炎球菌及インフルエンザノ菌ノ混合ニシテ其一ccハ各菌0.4mgヲ含有シテ一回用量0.5ccヲ一回用量ハ0.5ccナリ

四、般上ノ事情ニ鑑ミ壯丁入團ノ際ニ接種證明書ノ有無及其ノ記事ヲ精査シ非接種者及接種確實ナラスト認メキ者ハ入團直後接種ヲ行ハ入團前接種ヲ完了シタルモノニ對シテモ入團直後更ニ海軍用豫防液ヲ一回分(0.5cc)ヲ注射スルヲ適當トス

1958

本接種用豫防液ハ十月盡日迄各海兵團ニ到着スル様
海軍軍醫學校ヨリ送附ス

五、壯丁入團時所持スルハ證明書ハ別紙第二號ノ如シ

本證明書及豫防液使用心得(各府縣送附スル豫防液附
スルキモノ)ハ第九項ニ対スル参考爲別ニ定數送附スルニ依
リ所要ノ向キ配布セラシ度

六、接種確實ナラスト認ムルハ大凡左ノ諸項ハ該當スルモノト
ス

(イ) 本年十月以前十月ヲ含ムノ接種但シ接種カキナシ西月
ニ跨レルモノヲ除外ス

(ロ) 二回接種ヲ完結セサルモノ

(ハ) 單種豫防液又ハ菌量過少ナル豫防液接種ヲ受ケタルモノ

1959

(二) 證明書ノ記入方不備ニシテ接種ノ適當ニ行ハタルヤ否

ヤ不明ナルモノ

七、本邦ニ於テ製造使用セラル、流行性感冒豫防液ノ主ナルモノハ別紙第三號ノ如シ同號中(X)ヲ附シタルイレフルエレサ菌肺炎双球菌混合豫防液他ハ當局ニ於テ菌量過少ト認ムルモノナリ

八、接種ニ要スル豫防液及證明用紙ハ團狀丁ノ人員ニ應ジ便宜上陸軍ヨリ各府縣廳宛無償送附スル件陸軍省ニ対スル本省希望要領ニ記載セル所ナル者接種ニ要スル其他ノ費用ハ本省及陸軍省ニ於テ負担セス

九、別紙第一號文書第三項ニ関スル豫防接種實施ニ関シ地方官憲ヨリ協議ヲ受ケ又ハ接種ヲ依嘱セラル場合ニ成ルヘク便宜上援助トシ與ヘラシ度

1960

本項實行上備トシテ豫防液相當量ヲ十月盡日迄
ニ各海軍病院其他所要向ニ到着スル様海軍軍醫學
校ヨリ送附ス但シ本液ニ對シテ該求ノ手續ヲ要ス

(終)

1961

(別紙)

目次

- 第一號 本省より陸軍省及内務省宛照會ニ附セル牒丁
流行性感冒豫防接種関スル希望要領
- 第二號 流行性感冒豫防接種證(牒丁ニ同時持参スルモノ)
- 第三號 流行性感冒豫防液種類、菌量、用量表

第一號

牒丁、流行性感冒豫防接種関スル希望要領

一、本年十月一日入團、海軍牒丁ニ對シテ、十月中ニ於テ、或ルハ流行性感冒豫防接種(一回)ヲ實施スルコト

補款入團者ハ接種ス

二、右豫防接種、確實ヲ期スル爲メ接種成ルハ地方官憲

1962

ニ於テ指定シタル醫師トシテ當リ醫師ト接種シタル壯丁ニ付
ニ同接種液製造所名、接種月日及接種用量ヲ記シタル
證明書ヲ交付スルコト

三、軍港、要港、軍醫科士官勤務セル海軍官廳及陸軍軍
隊所在地、市町村ニシテ地方官憲ニ於テ右豫防接種ノ
實施困難ナル場合ニ豫メ當該軍醫長又ハ師團軍醫
部長ト協議シ最寄海軍病院、要港部又ハ海軍官
廳病室又ハ衛戍病院ニ接種ヲ委嘱スルコトヲ得

四、本年十二月一日入團ノ海軍壯丁、全員ニ對シテ所要豫
防接種液及證明書用紙、十月盡日迄ニ各府縣廳ニ
到着スル様陸軍省ヨリ無償交付相成度コト但シ遠
隔地方ニ該求ニ依リ同期日以前ニ交付セラレ度
五、本籍地以外ニ出稼セル者ハ出稼地ニ於テ接種ス

1963

◎入營の際必ず本證書を持参して下さい

流行性感胃豫防接種證

(聯隊區)

原籍
現住所
氏名

年 月 日生

接種回次	接種月日	「ワクチン」ノ種類	製造所名	接種液量
第一回	大正 年 月 日			c.c.
第二回	大正 年 月 日			c.c.

右證明候也

大正 年 月 日

醫師ノ住所

醫師氏名印

軍隊ニ於ケル防疫上参考ニ資スルカ爲醫師又ハ本人ニ於テ左記ノ事項御記入ヲ乞フ

一、本人ハ流行性感胃ニ罹タルコトアリヤ、アラバ其ノ年月日

二、本人ノ家族又ハ同居者ニ近時流行性感胃患者ノ有無

三、本人居住ノ市町村ニ於ケル最近流行性感胃流行ノ概況

四、本人ノ豫防接種後ノ反應症狀

◎裏面の心得を御覽下さい

(東京榮壽堂納)

入營前後の流行性感胃豫防心得

◎豫防注射

流行性感胃は近年軍隊にも流行して多數の患者と死亡者を出した事は實に遺憾の事でありま
す。殊に入營後間もなく此病氣に罹り死んだ人が多かつたので其の豫防の爲めに今年に入營
前に豫防注射を行ふ事にしたのであります。此豫防注射をして置けばきつと流行性感胃に罹
らないとは申されませんが若し罹つても病氣が割合に軽く済んで死ぬる人は割合に少くなり
ます。

豫防注射は五日乃至七日を隔て二回に致します。

豫防注射は次の注意を守れば反應軽くして健康障害を來す様な事はありません

- 一、注射當日は酒を飲まず、入浴をなさず、成るべく身體を安静にする事
- 一、發熱、其の他の健康異常ある時は注射を見合わせる事

◎其の他の豫防法

- 一、患者に接近せぬ事
- 一、流行時には成べく群衆に立ち入らぬ事
- 一、止むを得ず患者に近寄る時、群衆に入る時、他人と對話する時等には必ず布片にて口と鼻を覆ふ事（口蓋布は賣品もありますが五六枚の布片を重ねて自分で作つたものでも宜敷あります）
- 一、風邪をひかぬ様注意する事
- 一、日々數回咳嗽する事

◎注意

- 一、豫防注射を受けたらば醫師に表面の証書に要件を書き込んで貰ひ入營の時忘れずに持参して下さい
- 一、入營當日病氣なれば入營延期を願出する事が出来ます
- 一、入營時には成るべく本人も附添人も口蓋布をかけて來る様にして下さい
- 一、有熱者、咳嗽者等は附添人として隊に來ぬ様御注意下さい
- 一、入營後病氣の時には早く軍醫の診斷を受け下さい

陸軍省醫務局
海軍省醫務局

1965 1964

長崎縣	イソラニエシガセ菌 肺炎球菌混合ワクチン	肺炎球菌 肺炎球菌	各〇二瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶
東京府	イソラニエシガセ菌 イソラニエシガセ菌ワクチン	肺炎球菌 肺炎球菌	各〇五瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶 面〇五瓶面〇一〇瓶
大阪府	肺炎球菌イソラニエ シガセ菌粘性連鎖 状球菌ワクチン	肺炎球菌 肺炎球菌	各〇五瓶 各〇五瓶 各〇五瓶 各〇五瓶	面〇一〇瓶面〇一〇瓶

二諸研究所其他ニ於テ製造ノ分				
製法製造所名 其位置及出所人	ワクチンノ種類	含有菌名	含有菌量	用量豫防目的 認可月日
北里研究所	イソラニエシガセ菌	肺炎球菌	〇五瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶 全年有普
東京市 芝区白金三光町三	イソラニエシガセ菌 肺炎球菌	肺炎球菌	〇五瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶 全年有普
東京市 神田区小川町一ハ	イソラニエシガセ菌 肺炎球菌	肺炎球菌	各〇二五瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶 全年有普
東京市 遠山椿吉	イソラニエシガセ菌 肺炎球菌	肺炎球菌	〇五瓶	面〇五瓶面〇一〇瓶 全年有普

1967

天兒研究所 神戸市中山手通八 天兒民恵	市都微生物研究所 市都市上落町 田中秀三	大改血清薬院 大改市福中二丁目 佐々静子	石神研究所 大改市東北 松岡毅	千葉県千葉郡 千葉市一四九 押田徳郎	名産屋病院附属 研究九 森田資寿
インフルエンザ菌ノ多量	インフルエンザ菌ノ多量	インフルエンザ菌ノ多量	インフルエンザ菌ノ多量	インフルエンザ菌ノ多量	インフルエンザ菌ノ多量
不菌	不菌	不菌	不菌	不菌	不菌
〇五瓶	〇五瓶	約一億個 〇五瓶	五千個 〇五瓶	〇五瓶	〇二瓶
一面〇五瓶一面〇五瓶	一面〇五瓶一面〇五瓶	一面〇五瓶一面〇五瓶	一面〇五瓶一面〇五瓶	一面〇五瓶一面〇五瓶	一面〇五瓶一面〇五瓶
九算百廿	九算百廿	九算百廿	九算百廿	九算百廿	九算百廿

1968

[illegible]

備考
(一) 菌量より菌数^ニ示セルモノハ二十億箇より一兆ト見做ス
換算ニ比較ニ便ナリ
(二) X印ハ肺炎双球菌混合豫防液^ハ他^ハ當局
ニ於テ菌量過少ト認ムルモノナリ

人事局

第一課長

局員

國勢調査事務經過概要

二

1970

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

第 號

大正十年九月三十日

内閣總理大臣殿

國勢院總裁

第一回國勢調查事業の開始より地方實査終了に至る迄の經過は客年十月十日
其の概要を報告せり爾後更に一年を経過したり依て其の間に於ける事務進行の
要綱を敍し茲に高覽に供す

1971

國勢調査事務經過概要

大正九年十月一日第一回國勢調査の期日到來するや全國二十餘萬の國勢調査員は豫定の如く一齊に活動を開始し、各世帯に就き申告書を漏なく蒐集すると共に一々點檢して脱漏重複なきやを訂し、照査表を完成して國勢調査員の實査豫定期限たる十月五日を待たず之を市區町村長に提出したり。市區町村長、郡長、府縣知事は順次管内の調査書類を收受するや、直に部下の吏員を督勵して檢査整理を行ひ各期限を誤ることなく上級廳に進達したり。各種要計表は島根縣の十一月十一日を先頭とし、沖繩縣の十二月二十二日を最後とし、申告書及照査表は福岡縣の十一月十六日を最初とし、沖繩縣の十二月二十九日を最終とし、全部臨時國勢調査局に到達したり。地方機關は調査期日前約一年に互り殆んど寧日なく實地調査の準備に調査趣旨の宣傳に粉骨碎身し、豫期以上の成績を以て實査を完了するや、直に繁雜なる檢査事務に移り、神速處理して期を過たず中央に送致し、地方事務を結了したり。國勢調査施行令第二十一條に依り、宮内省、外務省、陸軍省、海軍省及司法省に

1972

依託して調査したる特別調査の結果は十一月十七日迄に全部回付せられたり。

國勢調査結果の編成は出來得へくんは歐米諸國の如く機械製表に依らんとし、之に使用すべき計牌穿孔機及電氣集計機は外國より輸入の道なきを以て、其の考案製作を遞信省に委託したり。計牌穿孔機は同省所管航路標識管理所に於て考案製作せられ、既に所要臺數の一部の引渡を受け現に其の作業中に在り。電氣集計機は遞信省電氣試驗所に於て考案を了り、目下月島製機係に於て所要臺數を製作中なり。作業の順序は先つ一人一枚の計牌を作成するものにして、之か爲第一次の作業として申告書の各調査事項に數字符號を記入することを要す。第二次は之に基く穿孔作業にして、穿孔機を以て計牌に穿孔すれば其の孔の位置に依り各自の調査事項を寫し取らるゝものとす。計牌の穿孔を終れば第三次の集計の作業に移るものにして、計牌か順次電氣集計機を通過すれば其の結果は各種の計數表示器に表はれ統計數字を得るものとす。されは機械製表に依るときは結果の公表は五千五百九十六萬三千五十三枚の計牌作成と其の機械通過との日時を必要とす。然も

1973

國勢調査の結果は假令其の概略なりとも一日も速に之を知らんことは一般の希望する所なるか故に、此の要求に應せんか爲各市區町村長其の他實査責任者の調製したる要計表に基き世帯數及男女人口を速報するの計畫を樹て、調査書類の受付準備を調ふると共に十月二十一日より之か製表事務を開始し、十二月十八日に至り全國府縣市區世帯及男女人口概數を新聞通信に向て發表し、次て二十五日國勢調査速報世帯及人口篇の編纂印刷成るや、直に内閣總理大臣より上奏 天覽に供し、尙臨時國勢調査局長官は次長を帶同し葉山御用邸に 天機を奉伺し、侍從長を経て調査の實況竝其の後の經過を上聞に達し御手許用として前記速報を奉呈したる所御嘉納あらせられたり。次て 皇后陛下の御機嫌を奉伺し、皇后宮大夫を経て同様調査の實況を言上し且速報を獻上したり。長官次長は御用邸退下後直に歸京し、東宮御所に 皇太子殿下の御機嫌を奉伺し同様速報を獻上したる所、特に拜謁を賜り調査實施の狀況を御下問あらせられたり。

越て三日同月二十八日に至り、國勢調査の實施に關し内閣總理大臣を始め臨時

1974

國勢調査局職員、地方長官、郡市町村長及全國國勢調査員に至るまで前後不尠配慮の段御満足に被思召旨御沙汰ありたる趣侍従長より内閣總理大臣に中入あり、大臣より直に之か傳達ありたるを以て、長官は全局員を會議室に招集して、聖旨を傳達し、將來一層の努力を以て本事業の完成に勉め優渥なる聖旨に報お奉らざるへからざることを懇に訓諭する所ありたり。同時に各地方長官に對しては御沙汰書寫を送付し、優渥なる聖旨を洽く管内に傳へしめたり。

大正十年に入るや先づ申告書及照査表の整理に着手したり。前年末に於ては受付けたる申告書及照査表の荷解を爲し、送付の目錄と現物とを對照し異狀なきを確めたる上申告書格納倉庫内に假に收納するに止め、十年一月に至り申告書及照査表は一旦盡く之を取出し、更めて各種要計表と對照検査を爲し、申告書は調査區毎に其の區分を明瞭にし、數調査區毎に又は一町村毎に取纏め厚紙を加へ紐を以て十文字に括り、市區町村番號札を附したる上之を各所定の箇所配置し、製表の爲にする出納の便を圖り兼て書類の混亂を防きたり。之に要したる人員延六千人

1975

に及ひたり。

三月二十三日國勢調査評議會官制廢止せらる。國勢調査評議會は内閣總理大臣の諮問機關として第一回國勢調査に關する重要な事項を調査審議するか爲、大正七年五月臨時國勢調査局開設と同時に設置せられ爾來國勢調査施行令、國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律、國勢調査施行細則、國勢調査地方事務取扱規程、國勢調査員心得、申告書様式等地方實查に伴ふ重要案件は何れも評議會の審議を経、結果整理の根基たる結果表、職業分類に關しても亦評議會より意見の上申ありたり。其の間評議會の職員は重要案件に對し其の蘊蓄せる學識と經驗とを傾倒して本事業を援助せられ將來に好模範を貽したり。斯くて重要案件全部を議了し任務終了したるを以て、茲に其の官制廢止せられたるものなり。此の日評議會關係者に對する行賞あり、夫々敍勳賜杯の御沙汰あり。尙同日府縣國勢調査部長及副部長として地方實查を指導し功績ありたる者竝國勢調査施行令第二十条の特別調査を擔任したる關係各省調査主任者に對しても特に賜杯の御沙汰

1976

ありたり。

勅令第四十六號を以て三月三十一日限り臨時國勢調査局を廢止せられ、其の事務は國勢院に臨時職員を増置して處理することゝなれり。

蓋し國勢調査事業中最も困難なる地方實査既に滯なく終了し、今後の事務は専ら内部に於ける結果の整理編纂にして、本來の中央統計機關に於て併合掌理するを便としたればなり。依て第一部に國勢調査課、臨時製表課の二課を設け其の事務を分掌せしめたり。

選舉其の他各般行政の基準たるべき確定人口の編成は、當初より申告書の検査作業と併行して之を進むるの方針を取り、九年度に於て既に其の一部の計算を了りたるものあり。四月以降は更に従事員を増加して行程を進め六月二十三日之か計算を了したり。然れとも此の人口は地方議員數の割當の標準たるのみならず、廣く各方面に影響する所重大なるものあるか爲飽く迄も正確にして誤なきを期し、更に再審査を遂けたる結果八月十七日に至り全部の完了を見、八月二十七日官報

1977

號外内閣告示第五號を以て府縣郡市區町村別人口を公表したり。此の爲に使用したる集計員及監督員は第一期に延一萬二千人、第二期に同七千人なり。

臺灣樺太に施行したる調査も内地に劣らざる成績を以て實查を完了し、其の結果概要は既に主管廳に於て夫々之を公表したり。朝鮮に在りても亦法律の規定に依り同様に調査を施行するの豫定なりしか、一昨年の騷擾以來の民情は調査の圓滿なる施行を望み難かりし爲遺憾なから其の施行を見合ふことゝなれり。其の他關東州、青島、南洋に於ても國勢調査と同時期に略同様の方法に依り、主管廳に於て夫々調査を施行したり。樺太、南洋群島の調査結果の編成に關しては主管廳より其の處理を委託せられたり。是等の地方は内地に比し爲政の基本資料を必要とすること遙に急なるものあるに鑑み、受託の事務に對しては特に急速處理するの方針を取り、南洋の分は既に集計を終り、樺太の分は今や計牌作成の中途に在り。尙結果の記述論究に關しては實地視察の要あり之か爲樺太南洋へ既に職員を出張せしめたり。

1978

帝國臣民の外國に出て、活動する者は國運の發展に伴ひ其の數を増加し、宇内殆ど邦人の在留せざる地方なきの狀況なり。國勢調査の行はるゝ國に於ては其の調査の結果より在留邦人に關する狀況を知るの道あるも、然らざる場合は之か狀況を明にするの方途なく、且諸國國勢調査は何れも施行の時期を異にする關係上、我國勢調査と同時期に於ける邦人海外發展の現狀を通觀するに不十分なるを以て、外務省を介し帝國在外公館をして在外邦人を調査せしめたり。其の結果に依る概數は既に本年三月「國勢調査速報在外本邦人」を以て報告し、詳細なる部分に就ては今や半其の集計を終りたり。

六月十七日勅令第二百七十二號を以て第一回國勢調査記念章を制定せられたり。記念章は從來皇室國家の重大事に關してのみ制定せらるゝを例としたり。今次の國勢調査の爲特に記念章を制定せられたるは、第一回國勢調査は本邦創始の事業にして將來大正の御代の徽ともなるべき文化事業なると、本事業の施行に方り關係諸員か驚くべき熱心を以て相率ゐて國家奉仕の精神を發揮したるを表彰記

1979

念せらるゝの主意に外ならざるへし。

1980

軍務局
局内回覽

我國ニ於ケル廢兵並救護ノ現状 (大正十年五月)

一 廢兵ノ員數

廢兵トハ何者ナルヤ法規上一定ノ定義ナシト雖主トシテ海陸軍人ニシテ戰闘又ハ公營ノ爲不具廢疾トナリ增加恩給(傷痍ニ對スル終身年金)ヲ受クル者ヲ謂ヒ其ノ員數左ノ如シ

計	陸軍		海軍		傷痍種別	兵	計
	公傷	戰傷	公傷	戰傷	准士官以上		
六〇一	一〇九	四七六	八	八	下士官	八七	一五七
一、八四一	二一三	一、四一四	一五二	六二	兵	八七	一五七
一六、三五七	二、四八三	一三、一三五	六五二	八七			
一八、七九九	二、八〇五	一五、〇二五	八一二	一五七			

(大正九年九月末日調)



1981

右ノ外下士官以下ノ不具廢疾者ニシテ輕症ノ爲増加
恩給ヲ受クル程度ニ達セサルニ依リ賑恤金(一時金)ヲ給セ
ラレタル者約壹萬參千人モ亦廣義ニ於ケル廢兵ノ内
ニ包含スルコトヲ得ヘシ

ニ廢兵生活ノ現状

廢兵ノ大多數ヲ占ムル下士官以下ノ生活極テ悲慘ナル
者多シ昨歲下士官以下ノ恩給竝増加恩給ハ二倍ニ
増額セラレタルモ今一等兵ノ恩給ヲ見レハ年額百四十四
圓(十年額)ニシテ四肢ノ用ヲ失ヒタル不具者ニテモ尚且
増加恩給年額百三十四圓計二百七拾四圓ニシテ月
額僅ニ一拾二圓八拾錢ニ過キサルヲ以テ自己一人ノ糊
口ヲ凌クコトサヘ困難ナル状態ナリ 然ルニ廢兵ノ常ト
シテ十數年後ト虽モ氣候變遷ノ場合患部ニ

1982

疼痛ヲ起シ動モスレハ餘病ヲ併發シ日常健康勝
レサルカ爲苦惱ヲ訴フル者少ナカラス況マ妻子ヲ有スル
者ニ在リテハ米塩ノ資ニ窮シ彼等ノ精神肉体並物
質上受タル所ノ困苦ハ實ニ尋常ニ非サルナリ今ヤ
廢兵ノ語ハ世人ニ物貫ノ別名タル感ヲ與ヘ之ヲ嫌忌
スル者アルモ彼等ノ今日ニ到ル原因ニ溯リ往年國
家ノ爲ニ或ハ戰場ニ身ヲ鴻毛ノ輕キニ比シ又ハ公
務ニ危難ヲ恐レサリシ勇士ナリシニ想到スレハ
之ヲ現状ニ放置シ難キヲ覺ユ

三、海軍出身廢兵ノ現状

- (1) 士官ニシテ救護ヲ要スル者ナシ
(4) 特務士官以下ノ状況左ノ通

(大正十年三月調)

所管	救護ヲ要スル者		救護ヲ要セサル者		計	備考
	甲	乙				
横須賀	一一	二四	二七	六二	本表中ニ受	
吳	四七	一〇六	一四〇	二九三	賜金資格ニ達	
佐世保	九八	二六二	一、一四二	一、五〇二	セサル癩疾者ヲ	
舞鶴	二七	八一	九四	二〇二	金ム 救護ヲ要スル者甲ハ	
合計	一八三	四七三	一、四〇三	二、〇五九	困窮甚シキ者 乙ハ之ニ次ク	

即要救護者ハ全員ノ約三二%ナリ

四. 我國ニ於ケル癩兵救護ノ状況

(一) 政府ノ施設

(二) 恩給

戦闘又ハ公務ノ爲一眼花盲シ苦クハ一肢以上ノ用ヲ失ヒタル者ニハ普通恩給ノ外ニ終身増加恩給ヲ支給サレ之ヨリ輕症ノ者ニハ賑恤金ヲ給與

1984

有
名

(四) 軍事救護法
サルル規程ナルモ其ノ少額ナルコト前述ノ如シ

本法ハ大正六年發布セラレ癸兵及其ノ妻子ヲ救
護スルコトナリ居リ本人ノ出願ニ基キ地方長
官其ノ許否ヲ決定ス救護額ハ一人一日拾五錢
以內一家總額六拾錢ヲ超ユルコトヲ得サルモ現今
特ニ若干ノ増給ヲ受ケ主トシテ貧困甚シキ者
ニ限ラレ救護ヲ受クルモノニシテ辛クシテ生存
シ得ル程度ナリ

(ハ) 癸兵院

増加恩給ヲ受クル者ニシテ自己ノ資、産又ハ他ノ
役ニ依リ自活シ能ハサル場合本人ノ願ニ依リ癸
兵院ニ收容シ國費ヲ以テ終身之ヲ扶養ス但

1985

入院中ハ恩給ヲ支給ヲ停止シ親族扶助料トシテ
恩給ノ三分ノ一ヲ給セラルコトナリ居ルヲ以テ家
族アル者ハ之ト別居スルノ止ムヲ得サルニ至リ且少額
ノ親族扶助料ニテハ到底家族生計ノ資トナス
ニ足ラサルヲ以テ現療兵院ハ收容力ハ二百名ナルニ
通例入院者八十名内外ニシテ目下入院中ハ海
軍療兵ハ戦傷三名公傷三名ノミナリ

(二) 海陸軍病院ニテ入院治療

一 戦闘又ハ公務ノ爲傷疾疾病ニ罹リ加療治愈ノ
後三年以内ニ再發シタル者ハ海陸軍病院ニ入院
官費治療ヲ受クルコトヲ得

(註) 再發定年限ノ満止ニ付勅令改正方講究中ナリ

二 下士官兵服役免除者ニシテ海陸軍病院ニ入院ヲ

願出ツル者ハ實費ヲ以テ入院ヲ許可ス

(ホ) 軍人傷痍記章

傷痍記章ハ戰傷及公傷ノ二種アリテ増加恩給ヲ受ル軍人ニ之ヲ授與ス

(ヘ) 鐵道無賃乗車

傷痍記章ヲ有スル下士官兵ニシテ一肢以上ヲ失ヒタル者ハ國內鐵道ニ無賃乗車スルコトヲ得又指定會社ノ汽船ハ外國港灣間ニ限リ其賃金ヲ半減ス

(ト) 義手義足

戰闘ノ爲手足ヲ切斷シタル者ニ對シテハ從來思召ニ依リ義手義足ノ下賜アリタリ

(註) 恩賜ノ義手義足ノ補修ニ付テハ療兵院ニ於テ便宜ヲ計ル

1987

コトニ付研究中ナリ

(一) 私設團體ノ救護

(1) 報效會

會長子爵 渋澤榮一

本會ハ大正九年四月東京及大阪西市ノ有力ナル實業家ノ發起ニ依リ設立セラレ主トシテ准士官以下ノ者ニ就キ救護スルモノニシテ着々實行シツアリ其ノ概況左ノ通
會ノ目的 一 瘡兵ノ救護

二 戰病死者遺族ノ救護

三 出征者及家族ノ慰藉

四 在郷軍人ノ就職斡旋

會ノ資産

約五十萬圓

年釀金

目下、地約拾八萬圓(大阪支部分ヲ除シ)

1988

御下賜金

拾五萬圓

實施事業

大正九年六月ヨリ十年一月迄ニ療兵
及戰病死者遺族ヘ慰問状並金
拾參萬餘圓ヲ贈典セリ

(四)帝國軍人後援會 會長 侯爵 大隈重信

本會 皇族ヲ總裁ニ奉戴シ其ノ事業左ノ如シ

一、療兵及其ノ家族ノ救護

二、戰公死者遺族ノ救護

三、現役又ハ應召者家族ノ救護

會ノ資産

(大正八年
三月末日現在)

約貳拾參萬圓

會員數

拾參萬貳千餘名ニテ年々募金ヲ為ス

實施事業

大正八年三月末日迄ニ生活扶助ヲ
實施セル者累計參萬參千參

1989

百餘戸、小兒保育ヲナセル者

累計八百貳拾餘名

(ハ)愛國婦人會

會長 下田歌子

本會ハ皇族ヲ總裁ニ推戴シ戰死者ノ遺族及廢兵ノ救護ヲ主目的トシ會員約百萬人ニシテ會ノ資産ハ帝室ヨリノ恩賜金及會員醵金、篤志家ノ寄附金ヨリ成立チ各府縣ニ支部ヲ置キ知事夫人ヲ支部長トシ支部ニハ遺族及廢兵名簿ヲ備軍事救護法ニ依リ救済シ得サル範圍ノ者ニ生計補助又ハ金品ヲ給與シツツアリ

五海軍ニ於ケル廢兵ノ救護

前述ノ如ク官私協力シテ廢兵ノ救護ヲ行ヒツツアルモ其ノ實施ハ小規模ニシテ列強ノ施設ニ比スレハ甚遜

1990

佐
ヲ
サ
ル
モ
ハ
ル
ヤ
ル
ヤ
ル
ヤ

色アリ未彼等ノ物質的並精神的苦痛ヲ容易ニ
緩和スルニ到ラス現狀ヲ救フヘキ捷路ハ増加恩給
ヲ増加スルカハ金品ヲ給與スルニ在ルモ之ハ財政上ノ困難
ヲ伴フノミナラス無為座食ノ弊ヲ惹起スルノ嫌
アルヲ以テ身体ノ狀況ニ相當ナル職業ヲ授ケ療兵
ノ面目ヲ維持セシメツツ之ヲ救済スルヲ最モ適當
ナリト認ム其ノ具体的ノ方法ニ就テハ關係當局者
ニ於テ研究ヲ要スルモ差當リ海軍出身ノ療兵ニ
シテ軍港附近ニ於テ職ヲ求ムル者アルトキハ人事部
ニ於テ斡旋シ工廠需品庫衣糧科其他ニ於テ
救済ノ意味ヲ以テ成ル可ク之ヲ雇傭シ相當ノ
便利ヲ與ヘ彼等ヲシテ飢餓ヲ訴フルニ至ラシメサル
様保護スルコト甚必要ナリト認ム

1991

各國不具發給恩給年額比較表 (円單位) 大正九年二月調

官等別	日	英	米	佛	日 (大正九年二月調)
大將	戰 最高 二、〇〇〇 最低 五七二	此間官階ニ依リ 區別セテ傷病 程度ニ依リ差 ヲ附ス	官階ニ依リ全ク區別 セズ家族ノ多寡 ト傷病ノ程度ニ 依リ差等ヲ設ケ	中將 最高 四、八七七 最低 四、八八	戰 最高 二、〇〇〇 最低 五七二
少將	公 最高 一、四〇〇 最低 四〇〇	全廢者ニ對シ 最高 二、四〇七 最低 七三三	古ノ外 二、〇〇〇 乃至 二、〇、〇〇〇 里人傷害保險 金ヲ得	最高 三、九四八 最低 三、九五	公 最高 一、四〇〇 最低 四〇〇
大佐	公 最高 一、〇〇〇 最低 二八六			最高 三、二九〇 最低 三、二九	公 最高 一、〇〇〇 最低 二八六
少佐	公 最高 六〇〇 最低 一七二			最高 二、四一九 最低 二、四二	公 最高 六〇〇 最低 一七二
大尉	公 最高 四〇〇 最低 一一五			最高 一、八九七 最低 一九〇	公 最高 四〇〇 最低 一一五
少尉	公 最高 二四〇 最低 六八			最高 一、三九四 最低 一四〇	公 最高 二四〇 最低 六八
准士官	公 最高 二〇〇 最低 五八			最高 一、三四五 最低 一三五	公 最高 二〇〇 最低 五八
下等士官	戰 最高 一、三三五 最低 三九			最高 一、一一九 最低 一一二	戰 最高 一、三三五 最低 三九
上等士官	公 最高 一、〇〇〇 最低 三〇五			最高 一、〇〇七 最低 一〇一	公 最高 一、〇〇〇 最低 三〇五
兵	公 最高 九〇 最低 二六			最高 九四一 最低 九五	公 最高 九〇 最低 二六
兵	公 最高 六八 最低 二〇			最高 九二九 最低 九三	公 最高 六八 最低 二〇
		子女一人ニ付四八九 円以下ノ教育費 年金ヲ支給シ 得		二、大正九年三月増加 恩給最高額ヲ 左ノ如ク増額セリ 中將 六、一〇〇 円 少佐 三、〇〇〇 少尉 一、四四〇	

歐洲ニ於ケル癡兵ニ對スル特種施設

英國

ヘーグ元帥ビーター大將等
癡兵救済協會ノ首唱者トナリ
國民ノ同情ニ訴ヘテ各工場主
其ノ他ヲシテ使用人ノ5%ヲ
最少限度トシテ癡兵ヲ使用セ
ンコトヲ盛ニ提唱シ汽車等
ニテ貴婦人モ癡兵ニ席ヲ讓
ルノ有様ナリ

佛國

癡兵ノ待遇法及施設ハ國家重
大ナル問題トシテ講究シ恩給手
當金ノ外左ノ施設ヲ為シ居レリ
一、內務大臣直轄ノ癡兵職業協
會ニテ工場學校、旅館、授産
所ヲ設ク
二、殖民地聯合協會附屬癡
兵學校五箇所アリ
三、陸海軍癡兵救済會ニテ數多
ノ職業學校及工場ヲ設テ
種々ナル職業教育及授産
ノ法ヲ講シツツアリ

大正九年九月ブラッセルニ於ケル聯合國癡兵問題
研究委員大會ニ日本政府代表者列席左ノ

1993

議題ニ就キ研究セリ

一、廢兵ノ作業器械

ニ、廢兵ヲ為ニ設クヘキ代償金

三、工場等ニ於テ廢兵ニ與フヘキ定員

四、廢兵ト普通職工トノ關係

五、廢兵組合

六、仕事セサル廢兵ノ救護法

1994

供養

軍務局

人事局

帝國公道會幹事

村居鐵次郎

東京市芝區澁助町十八番地
電話 芝七〇二六番

第一課長

地方系委員

河野龜市

外回り

廣島縣双三郡三良坂村
參千百參拾九番地

或徵募官

語うしタルモ間違ト思フ如野コトナキヲ望ム云々

ニ志願兵ニハ採用ナラサルモ

角手等ニ取扱ハレザルコト

一特種部落ノ者ハ入隊後免

申進タリ

然レ執成ヲ乞フトケテ証二件

ト案ニ副官止申入ル故可

ヘタチモ議合開合中内多托

大臣閣下ニ面接親コト訴

未省

方委員上記お居氏ニ伴レ

會員タル特殊部落人民地

大木伯主事同情融和会

軍務局

10.2.21

1995